

平成23年行政事業レビューシート

(警察庁)

事業名	犯罪被害給付金等	担当部局	長官官房	作成責任者				
事業開始・終了(予定)年度	昭和55年度～	担当課室	給与厚生課	給与厚生課長 森田 幸典				
会計区分	一般会計	施策名	6 犯罪被害者等の支援の充実					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	・犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律 ・オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律	関係する計画、通知等	-					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	故意の犯罪行為により、不慮の重大な被害を受けたにもかかわらず、加害者からの損害賠償が得られず、他の公的救済も受けない被害者等に対して、国が社会連帯共助の精神に基づき、犯罪被害者等給付金を支給することで、その精神的・経済的打撃を早期に軽減するとともに、これらの者が再び平穏な生活を営むことができるよう支援する。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	通り魔殺人等の故意の犯罪行為により、不慮の死亡、重傷病又は傷害という重大な被害を受けたにもかかわらず、公的救済や損害賠償を得られない被害者等及びオウム真理教による犯罪の被害者等に対し、法律に基づき国が一定の給付金を支給する。							
実施方法	☒ 直接実施 ☐ 業務委託等 ☐ 補助 ☐ 貸付 ☐ その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算	2,139	3,143	2,063	1,809	1,618	
		補正予算	0	0	0	0		
		繰越し等	0	0	0	0		
		計	2,139	3,143	2,063	1,809	1,618	
	執行額	2,096	2,550	1,829				
執行率(%)	98%	81%	89%					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	20年度	21年度	22年度	目標値 (年度)
	(成果目標) 犯罪被害者等給付等の支給(法律に定める要件に合致する犯罪被害者等に対して、法律に定める金額を支給) (成果指標) 犯罪被害者等給付金等の支給件数		成果実績	件	犯罪被害者等給付金 510 オウム真理教犯罪被害者等給付金 2,476	犯罪被害者等給付金 689 オウム真理教犯罪被害者等給付金 3,498	犯罪被害者等給付金 644 オウム真理教犯罪被害者等給付金 757	-
			達成度	%	-	-	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	20年度	21年度	22年度	23年度活動見込
	同上		活動実績 (当初見込み)	同上	同上	同上	(-) (-)	-
単位当たりコスト	別添資料参照		算出根拠	別添資料参照				
平成23・24年度予算内訳	費目	23年度当初予算	24年度要求	主な増減理由				
	犯罪被害給付金	1,809	1,618	執行実績を踏まえ見直しを行ったため。				
	計	1,809	1,618					

事業所管部局による点検			
	評価	項 目	特記事項
目的・状況・予算の	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業ではないか。	
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、使途、費目・	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	
	-	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	-	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	○	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか	
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	1 支出先・使途の把握水準・状況 犯罪被害者等給付金は、都道府県公安委員会による裁定の結果に基づき警察庁が支出していることから、支出先については把握している。 2 見直しの余地 犯罪被害者等の精神的・経済的打撃を早期に軽減するため、今後も法令に基づき、引き続き実施していく必要がある。 なお、支援給付金の額は、法令によりその算定方法が定められおり、今後とも適正な予算執行に努める。		
	予算監視・効率化チームの所見		
現状通り	1	支出先・使途等の実態把握の状況に関する所見 おおむね十分と認められる。	
	2	改善策の内容及び横断的見直しの状況に関する所見 おおむね具体的で十分な内容と認められる。	
	3	レビューシートの分かりやすさに関する所見 おおむね分かりやすい。	
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
平成24年度概算要求に当たり、執行実績を踏まえた見直しを行い、要求額を削減した(削減額:191百万円)。			
補記 (過去に事業仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
特になし			

平成22年度実績を記入

警察庁
1,829百万円

犯罪被害者等給付金等の支給



A. 犯罪被害者等給付金
申請者(644名)
1,319百万円

B. オウム真理教犯罪被害者等
給付金申請者(757名)
510百万円

遺族、傷害、重傷病
給付金

死亡、障害、重傷病給付金

資金の流れ
(資金の受け
取り先が何を
行っているか
について補足
する)(単位:
百万円)

費目・使途
（「資金の流れ」
においてブロッ
クごとに最大の
金額が支出され
ている者につい
て記載する。費
目と使途の双方
で実情が分かる
ように記載）

A.犯罪被害者等給付金申請者			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
犯罪被害 給付金	犯罪被害者等給付金	1,319			
計		1,319	計		0
B.オウム真理教犯罪被害者等給付金申請者			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
犯罪被害 給付金	オウム真理教犯罪被害者等給付金	510			
計		510	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	犯罪被害者等給付金申請者	犯罪被害者等給付金	1,319		
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	オウム真理教犯罪被害者等給付金申請者	オウム真理教犯罪被害者等給付金	510		
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

犯罪被害給付制度の概要

趣旨

故意の犯罪行為により、不慮の重大な被害を受けたにもかかわらず、加害者からの損害賠償が得られず、他の公的救済も受けられない被害者等に対して、国が社会連帯共助の精神に基づき、犯罪被害者等給付金を支給することで、その精神的・経済的打撃を早期に軽減するとともに、これらの者が再び平穏な生活を営むことができるよう支援しようとするもの。

根拠法

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)
(改正:平成13年4月及び平成20年4月)

日本国内において行われた
人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(過失を除く)により

被害者が重傷病になった場合

被害者に障害が残った場合

被害者が死亡した場合

重傷病給付金

医療費の自己負担相当額

+

休業損害を考慮した額
(休業加算基礎額 × 休業日)

を1年を限度として支給

上限額: 120万円

障害給付金

障害給付基礎額

(被害者の収入日額を基礎として算出)

×

倍数

障害等級1級(常時介護) 2880倍
14級 } 50倍

(最高額～最低額)
3,974.4～18万円

遺族給付金

遺族給付基礎額

(被害者の収入日額を基礎として算出)

×

倍数

生計維持関係遺族
0人 1000倍
4人 2450倍

死亡前に療養を要した場合、医療費の自己負担相当額と休業損害を考慮した額の合算額も併給

(最高額～最低額)
2,964.5～320万円

被害者本人

重傷病:加療1か月以上、かつ、3日以上
上の入院(3日以上労務に服することができない程度の精神疾患)

被害者本人

遺族(順位は番号順)

配偶者、(生計維持関係のある) 子、
父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、
(生計維持関係のない) 子、父母、
孫、祖父母、兄弟姉妹

申請

- 住所地を管轄する都道府県公安委員会に申請。
- 日本国籍を有する者又は日本国内に住所を有する者が申請可能。

支給制限

- 被害者と加害者の間に親族関係があるとき
- 被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき被害者にもその責めに帰すべき行為があったとき
- 被害者又はその遺族等と加害者との関係その他の事情から判断して、給付金を支給することが社会通念上適切でないと認められるとき

調整

労働者災害補償保険法その他の法令により給付が行われるべき場合や損害賠償が行われた場合、その額の限度において給付金を調整。

除斥期間

申請は、当該犯罪行為による死亡、重傷病又は障害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該死亡、重傷病又は障害が発生した日から7年を経過したときはすることができない。やむを得ない理由があれば、その理由のやんだ日から6月以内は申請できる。

仮給付

犯人が不明であるなど速やかに裁定することができない事情があるときは、仮給付金を支給。



オウム真理教犯罪被害者等を救済するための 給付金の支給に関する法律(概要)



経緯

破産管財人

19年10月

オウム真理教破産申立事件の破産管財人が、20年3月に破産手続を終了する旨を発表するとともに、被害者の損害賠償請求権に係る破産債権約38億円のうち約23億円が未払いのまま消滅することを踏まえ、国に対し特別立法の制定による救済を要望

与党法案検討

与党案合意

20年4
月

与党・民主党
協議

法律公布

民主党案国会提出

20年2月

20年6月18日

破産債権の残額を国が支給するもの

法律の概要

趣旨

地下鉄サリン事件等の無差別大量の殺傷行為が悪質重大なテロリズムであり、これにより不特定多数の者が被った惨禍が未曾有のものであること

教団に立ち向かった者やその家族が、教団の発展を阻害する者として殺傷行為等の犠牲となっていること

国において被害者等の救済を図ることがテロリズムと戦う我が国の姿勢を明らかにする

対象者

地下鉄サリン事件、松本サリン事件等

全8事件

給付金

見舞金的性格の給付金を国から支給。その額は被害類型に応じた定額

死亡	2,000万円
障害	
イ 介護を要する障害(1・2級)	3,000万円
ロ 重度の障害(1～3級で、イ以外のもの)	2,000万円
ハ その他の障害(4～14級)	500万円
傷病(死亡・障害をもたらすものを除く。)	
イ 重傷病(通院加療1月以上の傷病)	100万円
ロ 重傷病以外の傷病(通院加療1日以上1月未満の傷病)	10万円

支給裁定

被害者等の住所地を管轄する都道府県公安委員会が、申請に基づき裁定

申請期間

申請は、法の施行の日から2年を経過したときは、することができない。

求償

国は、給付金の支給額の限度において、給付金の支給を受けた者が有する対象事件に係る損害賠償請求権を取得

検討

国は、テロリズムによる被害者の救済の在り方について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

施行日

公布の日から6月を経過した日(平成20年12月18日)から施行。ただし、国家公安委員会による資料提出の求めの規定等は公布の日から施行

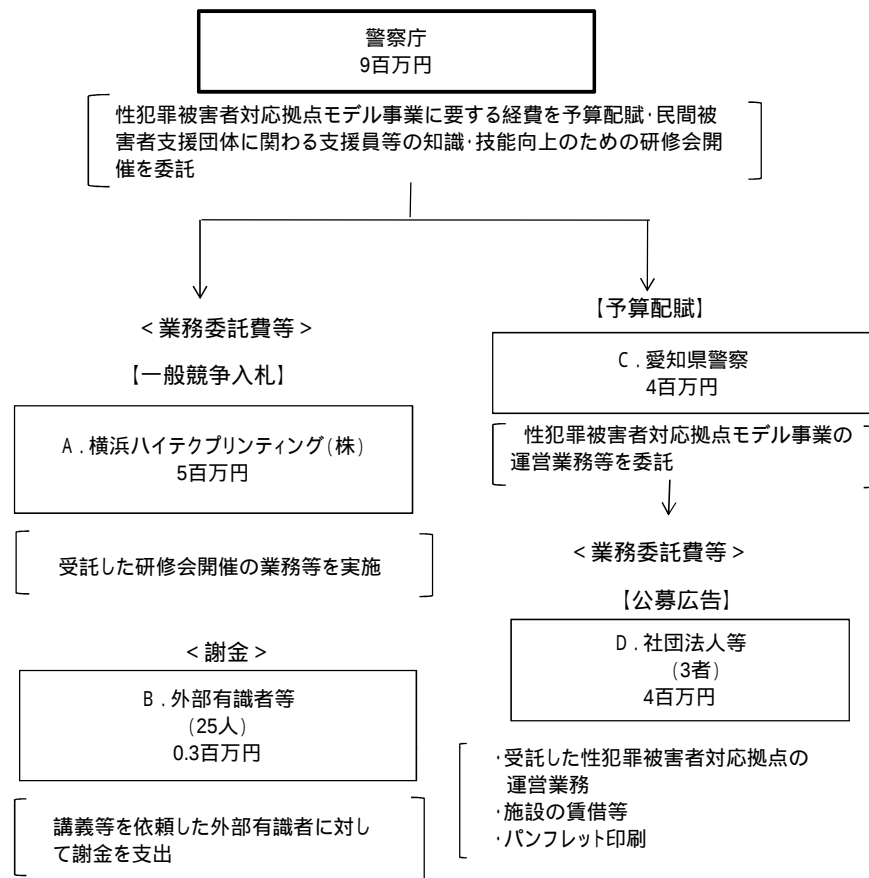
平成23年行政事業レビューシート

(警察庁)

事業名	犯罪被害者支援経費	担当部局庁	長官官房	作成責任者				
事業開始・終了(予定)年度	—	担当課室	給与厚生課	給与厚生課長 森田 幸典				
会計区分	一般会計	施策名	6 犯罪被害者等の支援の充実					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	犯罪被害者等基本法第22条	関係する計画、通知等	犯罪被害者等基本計画					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、犯罪被害者等基本計画に基づき、民間被害者支援団体と関係機関との活動の資質の向上、関係機関との連携及び全国的な均質性を確保するため、民間被害者支援団体において活動している支援員等に対する研修会の開催の支援を継続的に行う。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	犯罪被害者等の支援の充実を目的として、警察と民間被害者支援団体における支援に関わる民間の支援員の知識・技能の向上及び連携の強化を図るため研修会の開催等を実施する。							
実施方法	☐ 直接実施 ☒ 業務委託等 ☐ 補助 ☐ 貸付 ☐ その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求		
	予算の状況	当初予算	32	19	9	7	4	
		補正予算	0	0	0	0		
		繰越し等	0	0	0	0		
		計	32	19	9	7	4	
	執行額		18	13	9			
執行率(%)		56%	68%	100%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	20年度	21年度	22年度	目標値 (年度)
	(成果目標) 民間被害者支援団体の支援要員の知識・技能向上 (参考指標) 支援要員に対する研修への参加者数		成果実績	人	468	482	632	—
			達成度	%	—	—	—	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	20年度	21年度	22年度	23年度活動見込
	支援要員に対する研修の実施回数		活動実績 (当初見込み)	回	2	2	2 (2)	— (2)
単位当たりコスト	6,716円 / 人		算出根拠	4,244,625円(平成22年度執行額) / 632人(研修会参加人数)				
平成23・24年度予算内訳	費目	23年度当初予算	24年度要求	主な増減理由				
	業務委託費等	7	4	執行実績を踏まえ、見直しを行ったため。				
	諸謝金	0.3	0.3					
計	7.3	4.3						

事業所管部局による点検			
	評価	項目	特記事項
目的・状況・予算の	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業ではないか。	
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、使途・費目・	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	-	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	○	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	1 支出先・使途の把握水準・状況 研修会開催業務委託については、警察庁において契約しているので、支出先については把握している。また、愛知県警察へ予算配賦している性犯罪被害者対応拠点モデル事業についても、同県警へ確認して支出先を把握している。 2 見直しの余地 民間被害者支援団体は、相談、病院等への付添いなど被害からの回復に向けたさまざまな支援を行っており、被害者支援における役割は非常に大きいことから、その質的水準の向上を図るため、継続して実施する必要がある。 なお、契約に際しては、一般競争入札等の競争性の高い契約方式で実施するなど、引き続き予算の適正な執行に努める。		
予算監視・効率化チームの所見			
現状通り	1	支出先・使途等の実態把握の状況に関する所見 おおむね十分と認められる。	
	2	改善策の内容及び横断的見直しの状況に関する所見 おおむね具体的で十分な内容と認められる。	
	3	レビューシートの分かりやすさに関する所見 おおむね分かりやすい。	
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
平成24年度概算要求に当たり、執行実績を踏まえた見直しを行い、要求額を削減した(削減額:3百万円)。			
補記 (過去に事業仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
特になし			

資金の流れ
 (資金の受け
 取り先が何を
 行っているか
 について補足
 する)(単
 位:百万円)



費目・使途 (「資金の流れ」 においてブロックごとに最大の 金額が支出されている者について記載する。費 目と使途の双方で実情が分かる ように記載)	A.横浜ハイテクプリンティング(株)			E.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	業務委託費等	民間被害者支援団体に対する研修会	5			
	計		5	計		0
	B.外部有識者等			F.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	計		0	計		0
	C.愛知県警			G.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	予算配賦	性犯罪被害者対応拠点モデル事業に要する経費	4			
	計		4	計		0
	D.(社)被害者サポートセンターあいち			H.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	業務委託費等	性犯罪被害者対応拠点の運営業務	3			
	計		3	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	横浜ハイテクプリンティング(株)	民間被害者支援団体に対する研修会	5	2	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

C

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	愛知県警察	予算配賦	4		
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

D

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(社)被害者サポートセンターあいち	性犯罪者対応拠点モデル事業	3	随意契約	
2	医療法人大雄会	性犯罪者対応拠点モデル事業	1	随意契約	
3	安藤印刷(株)	性犯罪者対応拠点モデル事業	1	随意契約	
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

民間被害者支援団体の概要について

全国被害者支援ネットワーク

全国被害者支援ネットワークは、犯罪被害者等早期援助団体及びその指定を目指す民間被害者支援団体で構成される非営利法人で以下のような事業を行っている。

- ・ 犯罪被害者支援に関する広報・啓発
- ・ 民間被害者支援団体の支援スタッフの研修
- ・ 全国各地における民間被害者支援団体設立の推進と連携
- ・ 被害者・遺族の自助グループの支援と連携

警察庁

「全国民間被害者相談員研修会」への協力

全国犯罪被害者支援ネットワークは、スタッフ研修等を通して、各民間被害者支援団体の事業水準の向上に寄与

各都道府県の民間被害者支援団体 (全国被害者ネットワークの加盟団体)

全国被害者支援ネットワークに加盟している民間被害者支援団体は、平成23年4月現在で48団体あり、これらの団体は、関係機関と連携を図り、以下のような援助を行い被害者の早期援助に大きな役割を果たしている。

- ・ 犯罪被害者等支援に関する広報啓発活動
- ・ 犯罪被害者相談業務（電話相談、面談相談）
- ・ 直接支援業務（防犯ブザー等の貸与、病院や裁判所等への付添い、被害者等の職場等関係者への連絡、被害者自助グループへの支援）
- ・ ボランティア相談員の養成及び研修

犯罪被害者等早期援助団体

犯罪被害者等の早期の軽減に資する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるとして都道府県公安委員会が犯罪被害者等早期援助団体として指定した非営利法人である。（平成23年4月現在48団体中39団体が指定を受けている）

犯罪被害者等早期援助団体は、警察本部長から犯罪被害の概要等に関する情報提供を受けることができ、これにより、被害者に対して能動的にアプローチして援助を行うことができ、早期援助に特に大きな役割を果たしている。